

## ～池田町いじめ防止基本方針 概要版～

### 【いじめ防止対策 目指す方向】

- 1 人権意識を育てる  
自分と他者の人権の重さと大切さを知る
- 2 エンパワメントの充実  
子ども自身が自分を守る力を引き出す
- 3 地域全体で子ども達をサポート

### 【具体策】

#### 1 未然防止

- (1) CAPによる人権学習（小学校5年・中学校1年）  
子どもへの暴力防止プログラム
- (2) セカンドステップ実施（小学校1年）  
キレない子どもを育てる教育プログラム
- (3) SSTの実施（小学生10数名対象）  
友達と良好な人間関係を学ぶスキル
- (4) インターネット学習
  - ①保護者へ ネット被害を防ぐ正しい知識を持ち、ゲーム機等の設定を正しく行い、子どもと利用についての約束及び指導をいただくよう、講演会開催、リーフレット配布、PTAと連携した呼びかけ
  - ②子どもへ ネット被害（人権侵害）への正しい知識を持ち、保護者との約束を守り安全に利用するため、講演会の開催、学校での指導

#### 2 早期発見

- (1) QU検査実施補助（小中学校全学年）  
学級集団の状況を分析→いじめの発見につながる
- (2) いじめの実態把握（発生時速やかに、定期的な情報収集・学校活性化委員会への報告）、対策の検証
- (3) 関係機関（児童相談所・警察・医療関係者等）との連携

#### 3 保護者・地域・関係団体のサポート

- (1) あいさつ運動
- (2) 学校支援ボランティア

#### 4 いじめが起きた時の対応

- (1) いじめの状況把握、助言、関係機関との連携
- (2) スクールカウンセラーによる当事者、保護者、周りの児童生徒等の心のケア
- (3) 重大事態発生時 いじめ問題調査委員会立ち上げ（弁護士、精神科医、臨床心理士等専門家による）

《学校活性化委員会がいじめ問題対策連絡協議会を兼ねる》